＜いじめ問題発生時の対応について＞　　※対応フロー図

各務原市立尾崎小学校

Ⅰ　発見

教職員【担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭等】

☞いじめの現場を発見

☞本人からの訴え（相談、アンケート、生活の記録　等）

☞本人の保護者からの訴え

☞上記以外からの情報提供

Ⅲ　聞き取り（事実確認）

【複数の職員で対応】

☞担任・学年主任又は生徒指導主事へ報告後、関係者（被害児童生徒・周囲の児童生徒・加害児童生徒）から丁寧に事実確認を行う

・できる限り、多くの情報を得る。

・聞き取り内容（いつ・どこで・誰が・何を・どのように等）を明確に定めておく。

Ⅱ　報告・共有

報告（口頭・記録）

【担任・学年主任】

報告（口頭・記録）

【生徒指導主事・教務主任】

【校長・教頭】

報告

Ⅳ　報告・相談

市教育委員会

相談・支援

警察・子相

保護者

適宜連絡

☞**報告**

（学校いじめ問題対策委員会開催によるいじめの報告：様式７＋事案報告様式１）

・指導、助言

招　集

Ⅴ　組織対応「いじめ防止対策委員会」の開催

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成

事案の状況により、対応者の決定

【初期の組織対応】

☞情報の整理と共有…いじめの態様、聞き取り状況等

☞対応方針の決定…本人のケア、関係者への指導等

【メンバー】

☞校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、教育相談担当教諭、養護教諭

いじめ解消に向けた指導

☞**議事録の作成**

（情報公開対象）

☞職員会等で情報共有

助言

【外部専門家】

・SC, SSS, SSW

・弁護士、医師等

重大事態の報告

Ⅵ　重大事態の対応

【第三者委員会の設置】

☞学校又は市教委

・調査、支援、指示